

平成30年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年12月21日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
4番 橋 俊明	5番 坂口 重良
6番 岩井智恵子	7番 津村 俊二
8番 矢野 隆行	9番 田中 陽介
10番 稲垣 誠亮	11番 山本 剛
12番 鈴木 市朗	13番 工藤 義明
14番 野並 享子	15番 東郷 正明
16番 北村五十鈴	17番 荒川 泰宏
18番 立入三千男	

不応招議員 3番 長谷川崇朗

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第103号から議第125号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他22件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

第3 発議第4号

(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
について)

委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

第4 請願第3号

(療育(知的障がい)手帳の更新手続きの改善について)

委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第126号

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第10号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第14号から意見書第19号まで

(消費増税10%引き上げ中止を求める意見書(案) 他5件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人であります。

欠席議員は、第3番、長谷川崇朗議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおり

りでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第103号から議第125号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他22件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

なお、委員長報告にあつては、日程第3、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、請願第3号療育(知的障がい)手帳の更新手続きの改善についても一括して報告して下さい。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

去る12月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日、12日、13日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑、応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました。

また、12月19日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、精査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)、議第104号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第105号平成30年度野洲市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)、議第106号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第107号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計……。

○議長(橋 俊明君) 野並さん。

○14番(野並享子君) 違いましたか。

○議長(橋 俊明君) 暫時休憩します。

(午後1時04分 休憩)

(午後1時05分 再開)

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

先ほどのものは違いましたので、やり直します。すいません。

去る12月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第114号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、マイナンバーカードでトラブルはあるのかとの質疑に対し、今のところは聞いていないとの答弁がありました。

続いて、議第115号野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、野洲市支援調整会議のメンバー構成はとの質疑に対し、主なメンバー構成は弁護士、司法書士の法律家、ハローワーク、市民生活相談課であるとの答弁がありました。

続いて、議第116号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第117号野洲市議会議員の議員報酬に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員間討議において、議員の人勧は賛成するが、議員の報酬を1月から引き上げてさらに引き上げていくということはいかかなものかとの意見に対し、公務員などは争議権がなく、人事院勧告制度がある。趣旨からして異議はないとの意見がありました。

続いて、議第118号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第119号野洲市債権管理条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、私債権、非強制徴収公債権はどういうものかとの質疑に対し、私債権とは給食費、水道料金などで、非強制徴収公債権は幼稚園の保育料、公共施設の使用料などが該当するとの答弁がありました。

また、債権放棄できるようになるが、該当する案件はあるのかとの質疑に対し、生活保

護の返還金が徴収できないと判断し徴収停止をしたが、時効までの5年間持ち続けるのではなく、速やかに債権放棄するとの答弁がありました。

続いて、議第122号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、緊急時の場合、自宅連絡も含めてなのか、出勤した時間で見るのかとの質疑に対し、現場もしくは庁舎に出勤している、出勤している時間であるとの答弁がありました。

続いて、議第124号財産の譲与について審査いたしました。

委員から、旧篠原幼稚園及び別棟の建物の譲与ということだが、土地は有償貸与かとの質疑に対し、有償貸与である。公有財産審議会で審議された貸し付け年率を適用していく。契約後公表するとの答弁がありました。

続いて、議第125号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて審査いたしましたが、特に質疑はありませんでした。

続いて、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、今回の5万円引き上げはもとに戻すという引き上げなのか、市民からの声が出発なのかとの質疑に対し、もとに戻すという意味ではなく、市民からの声と、議員の生活もあり、上げるべきという意見が多かったとの答弁がありました。

また、市民の生活からすると30万円でも多いと思われている。5万円の引き上げは市民の感覚からかけ離れているがとの質疑に対し、責任にふさわしい対価というのが原則。生活できる報酬でないと議員の質が上がらない。結果的に市民の利益にならないとの答弁がありました。

以上10議案を議題として慎重に審査しました結果、議第114号、議第115号、議第116号、議第117号、議第118号、議第119号、議第122号、議第124号、議第125号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

発議第4号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） 野並さん。職員、議員じゃなくて、議員はありますね。これ、職員ですわ。もう一つ、公共施設の利用料を使用料じゃないですか。

○14番（野並享子君） 議員の。

○議長（橋 俊明君） これ、職員を議員と言われたわけや。

○14番（野並享子君） ああ、はい。いいですか。

○議長（橋 俊明君） はい。

○14番（野並享子君） 訂正いたします。議第117号のところにおいて、委員間討議において職員の人勧は賛成するがというところを、私は議員と言ったようであります。職員ということで訂正をいたします。

それと、もう一つ。

○議長（橋 俊明君） 公共施設の利用料を使用料や。119号。

○14番（野並享子君） 議第119号の公共施設の利用料。私は使用料と言ったようですので、利用料に訂正をいたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

去る12月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、12月12日に委員会を招集し、1名の議員が欠席のため、委員5名において説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、請願第3号療育（知的障がい）手帳の更新手続きの改善についての請願について紹介議員から詳細な説明を受け、質疑を行いました。ただ、質疑は紹介議員に対して行うところを執行部も説明員として同席していたため、答弁が混乱する場面もあり、今回は進行に沿ってポイントを選択して報告させていただきます。

委員からの、手帳は認定が過ぎていても無効にならないのかとの質疑に対し、無効という考えは持っていないとの答弁がありました。

また、委員からの、県の管轄になる要望も含まれるが、全国的に市町村でも更新のお知らせをしている先例はある。野洲市の場合はできないのかとの質疑に対し、それぞれの市町村の判断でサービスとして行うことは物理的には可能であるとの答弁がありました。

また、委員からの、野洲市の考え方を伺いたいとの質疑に対し、市のサービスで取り組むことにおいては責任が生じる。都道府県でやるのが本来であると思う。また、事務が発生し、働き方改革の問題もあって、サービスでやるということは、例えば手当が発生したら市町村の経費がかかり、税金を投入することになる。それが妥当かどうかという判断はできないとの答弁がありました。

続いて、請願第3号について委員間討議を行いました。

委員から、非常に線引きは難しいと思う。県との役割の違い、あるいは責任の違いもあると思う。

また、委員から市町の関わる部分と県の関わる部分が交差するが、できる部分に対しては市がしっかりやっていただき、県と交差する部分に対しては、市は県に要望を出してほしいと思う。

また、委員から、県での手続等もあり、責任も発生するので、全ての要望は含めない方がいい。そこで、今回の請願においては、限定的に大部分の意見が妥当であるが、一部認めにくい箇所もあるため、その部分を除いておおむね妥当であるというような一部採択にしてはどうかとの意見に対して、委員から賛成の声が多数であり、慎重に審査した結果、請願第3号については、採決の結果、全員賛成により一部採択すべきものと決しました。

次に、議第120号野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第120号では、質疑及び委員間討議はありませんでした。

結果、議第120号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第123号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第123号では質疑及び委員間討議はありませんでした。

結果、議第123号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたし

ます。

○議長（橋 俊明君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る12月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

本委員会では、はじめに、議第112号野洲市工場立地法準則条例について関係課より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、今回の条例変更は、環境を標榜する野洲市ということだがそれに反する内容ではないかとの質疑に対し、県内では守山市、大津市、甲賀市などで立地法の準則条例がつくられ緑地面積率が緩和されている。工場敷地周辺部も緑地で見れば他市の緑地面積率15%以上、重複緑地も算入率50%以内と同等であり、工業専用地域においては本市の方が高い率となっている。また、一律10%以上にしているのは公平性の観点から同率にしており、特に周辺環境に配慮し、緑地の質を高めるため、要綱も定め制定するものであるとの答弁がありました。

引き続き、委員から、条例変更は企業からの要請優先が先行したのではないか。また、環境という保存のための問題が軽率に扱われていないかとの質疑に対し、総合的なまちづくりの一環であり、要請を受けたからではない。企業の生産施設拡張は各企業が考えられ、雇用の安定や創出、税収も増える方向になると考えられる。また、緑は都市公園等パブリックスペースを充実していくとの答弁がありました。

以上、本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第112号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第113号「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について関係課より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、この用地は50センチメートルかさ上げが基本であるが、雨量の計算をされたのかとの質疑に対し、50センチメートルかさ上げは計画雨量の比率のかさ上げでなく土砂に対する対応と対策である。雨水対策は調整池等の対策を講じられているとの答弁がありました。

本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第113号については、採決の結果全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第121号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑はありませんでした。

議第121号について採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時22分 休憩）

（午後1時23分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○17番（荒川泰宏君） 先ほどの報告の中で50センチメートルかさ上げというように訂正をいたします。

○議長（橋 俊明君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る12月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日、12日、13日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました。

また、12月19日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け審査いたしました。

た結果についてご報告申し上げます。

議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)、議第104号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第105号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第106号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第107号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)、議第108号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第109号平成30年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第110号平成30年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)、議第111号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)、以上9議案について主な審査内容を報告します。

議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)における総務分科会の審査内容は、委員から、市税還付金は何件あったのか。また、個人への還付で大きな還付金はどうなものなのかとの質疑に対し、配当割などの還付を含めた件数は185名、法人は92社、そのうち大口は5社である。最近多いのは、株式譲渡や配当割の還付が多く、今年度1人に300万円住民税を還付したとの答弁がありました。

文教福祉分科会の審査内容は、委員から、小学校施設整備費の増額について、篠原小学校の特別支援教室を増設することであるが、その詳細はどの質疑に対し、篠原小学校における特別支援教室の増設は、来年度から特別支援教室を単独で利用することが必要な児童が1人増えるため、現在ある特別支援教室を2分割するような形で特別支援教室をもう1室増設するものである。また、これにあわせて、校舎、体育館等の施設間の通路についてもバリアフリー化を行う予定であるとの答弁がありました。

環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、ため池ハザードマップはなぜ12カ所全てを作成しないのか。単純に費用だけの問題なのかとの質疑に対し、今年度、国の追加割り当てがあり、この予算の範囲内で5カ所のため池のハザードマップを整備したい。残りについては、国の方も重点ため池について平成32年までに全てハザードマップを作成するという製作目標があるので、次年度であと残りのため池のハザードマップが作成できるよう国に要望していくとの答弁がありました。

議第107号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)における環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、今回移転補償が発生したのは部分的にその場所だけの地盤の問題だったのか。今後他の墓石の場所でも問題が発生する可能性はあるのかとの質疑に対し、現在今回の場所以外において地盤沈下しているという申し出は受けて

いないとの答弁がありました。

議第108号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）における環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、地域開発事業借換債は市内の銀行からの融資なのかとの質疑に対し、市内の滋賀銀行、関西アーバン銀行、滋賀中央信用金庫及びJAおうみ富士であるとの答弁がありました。

議第104号から議第106号まで、及び議第109号から議第111号までは、各分科会において特に質疑はありませんでした。

以上が各分科会での主な審査内容です。

以上9議案について慎重に審査しました結果、議第103号から議第110号については、審査の結果全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第111号については、採決の結果賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（橋 俊明君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第103号から議第125号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、議第112号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第112号野洲市工場立地法準則条例に対する反対の立場で発言いたします。

まず、提案の条例は、何よりも環境を標榜する野洲市の姿勢から逸脱しています。

近隣の守山市や甲賀市、大津市と比較すれば、準工業地域は緑地15%、環境施設面積20%、市街化調整区域では緑地15%から20%、環境施設面積15%から25%に對して、野洲市はそれぞれ10%から15%と大きく緩和しようというものです。これほど緩和している市は県内にはありません。

条例が成立すれば、現在ある周辺緑地面積が企業裁量によって条例範囲内であれば変更または減少することへの歯どめの規定もありません。

また、周辺住宅への落葉樹による落ち葉の被害もある現状も踏まえ、植栽の種類での針葉樹への切り替え等も含めた対策もない提案は、企業サイドに立った条例と言わざるを得なく、到底成立させるべきではないことを発言し、反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第103号から議第125号までについて採決を行います。

まず、議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第9号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第103号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第104号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第105号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第105号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第106号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第106号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第107号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第107号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第108号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第109号平成30年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第109号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第110号平成30年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第110号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第111号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第111号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第111号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第112号野洲市工場立地法準則条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第112号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第112号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第113号「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第113号については、委員長の報告のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第113号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第114号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第114号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第114号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第115号野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第115号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第115号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第116号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第116号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第116号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第117号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第117号については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第117号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第118号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第118号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第118号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第119号野洲市債権管理条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第119号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第119号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第120号野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第120号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第120号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第121号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第121号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第121号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第122号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第122号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第122号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第123号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第123号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第123号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第124号財産の譲与について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第124号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第125号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第125号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第125号は委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務常任委員会委員長からの委員会審査報告は、日程第2で報告があったとおりであります。

これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第4号について、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

発議第4号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回、議員2名の提出者と4名の賛同者により発議が提案されました。

提案理由として、議員は市民の代表として専門知識も必要で専念できる環境を確保するため議員活動の対価に相応する報酬額が求められる。さらなる活性化や優秀な人材確保のためにも月額5万円の増額が必要とされています。

確かに、現在の報酬で、手取り24万円で妻子を養うには厳しく、副業するか共働きし

かないようにも思います。しかし、市民生活を顧みたとき、年金生活者が増え、しかも下がり続けている一方、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険などは上がり続け、また、来年10月からは消費税10%が実施されようとしています。国民年金の方は月6万円ぐらいであり、厚生年金をもらっている方も女性なら10万円以下です。野洲市の国保加入者の平均年収が63万6,000円で、月5万3,000円です。本当に厳しい生活をされています。

これまで全国的に議員定数を下げ報酬を上げることが繰り返されてきました。報酬を上げれば優秀な人材が確保できると言われてきましたが、高い報酬になっても不祥事でやめる議員もおられます。報酬が高いから議員の質が向上するとは言いきれません。また、定数を下げるときにも、議員の数を減らせば優秀な人材が確保できると言われてきましたが、これも言いきれませんでした。

現在の報酬30万円を5万円引き上げることに対し、周りの市民から「えっ」という驚きの声と、1月から引き上げるという性急な提案に対し「議員の特権やな」という声を聞きます。この特権という言葉に返す言葉もありません。市民から理解が得られない報酬の引き上げに対して、この条例に反対をいたします。議員皆さんの賛同よろしく願います。

○議長（橋 俊明君） 次に、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

発議第4号野洲市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

これは、平成26年度1月の23日に行われました野洲市特別職報酬等審議会の結果が皆さんもご存知のように報告されておるわけでございます。

これによりますと、市議会議員は市民の代表としてその議員活動におきまして多様化する市民ニーズを市政に反映する上でその役割はますます高まり、広範囲に及ぶ活動に加えて、専門的な知識が必要になってきており、市民の皆様に期待に応えながら活動に専念できる環境を確保するためにも議員活動の対価にふさわしい報酬にすべきという答申も出ておるわけでございます。

現在の報酬におきましては、これは平成18年度に同じ報酬審議会の答申を経て改正された報酬額を、これは議員自ら、これは平成25年でありますけれども、議員自ら判断されて削減されたものでありまして、これを答申では据え置くというような結論が出ておる

わけでございます。

この審議会で、中でも検討された中には県内他市と比較しても野洲市は本当に低い状況であるという答申もこのとき出されておるわけでございます。

その当時でありますけれども、これ、平成25年の3月でありますけど、このとき僕も両方に反対しましたけれども、その当手を振り返れば、議員自ら判断されたものでありますけれども、このたびのこの発議第4号におきましては削減効果の役割はもう既に終えたのではないかと、私自身は一定の成果を終えたものと今考えているところでございます。

また、この条例の中には、時限付きという条文がないというのも、これは欠陥があったようでございます。

そこで、条例を議員自らもとの戻すべきであると今回考えているわけでございます。

このような状況でありますので、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例に対しまして賛成の立場で討論といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。討論を終えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております発議第4号について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第4号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、発議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（橋 俊明君） 日程第4、請願第3号療育（知的障がい）手帳の更新手続きの改善についてを議題とします。

文教福祉常任委員会委員長からの委員会審査結果報告は、日程第2で報告があったとおりであります。

これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、ただいま議題となっております請願第3号について、討論を行います。
討論通告書の提出はありませんでしたが、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
次に、ただいま議題となっております請願第3号について、採決を行います。
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。請願第3号について、委員長報告のとおり請願文書表中、「請願内容2. 更新時、必要書類等、説明者の均一な答弁を求めたい」とする部分を採択することについて、賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり請願文書表中、「請願内容2. 更新時、必要書類等、説明者の均一な答弁を求めたい」という部分を採択することに決しました。

ただいま採決されました請願第3号は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決しました。
暫時休憩します。

（午後2時01分 休憩）

（午後2時02分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りいたします。

議126号及び意見書第14号から意見書第19号までを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第126号及び意見書第14号から意見書第19号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(橋 俊明君) 追加日程第1、議第126号について、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案といたしましては、補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第126号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算それぞれに10万8,000円を追加し、総額206億703万5,000円といたします。

補正内容は、平成30年11月21日付で提出された住民監査請求への対応について、専門的な法律知識が求められることを鑑み、市代表監査委員から弁護士謝礼について早急な予算措置が必要との要請があったため、歳出において監査委員運営費の報償費に10万8,000円を追加します。

なお、これに対する歳入は繰越金を同額追加計上いたします。

よろしくご審議、ご採決お願いいたします。

○議長(橋 俊明君) これより、ただいま議題となっております議第126号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第126号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、議第126号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第126号について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第126号について採決を行います。

お諮りいたします。

議第126号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第126号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時刻を2時20分とします。

（午後2時05分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（橋 俊明君） 追加日程第2、意見書第14号から意見書第19号まで、消費増税10%引き上げ中止を求める意見書（案）他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第14号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

私たちを取り巻く暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。年金カットが続き、医療、介護など社会保障負担も増しています。今日まで労働者の実質賃金も7年連続減少し続けております。個人消費も前年同月比に比べて4年連続で落ちています。暮らしは苦しくなる一方です。

安倍首相が来年の31年10月から予定どおり消費税を8%から10%へ引き上げると表明いたしました。この引き上げによりまして、1人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり8万6,000円の増税という試算も出ております。このような状況で消費税が引き上げられれば、前回の5%から8%に増税されたときの消費不況が再来するのは明らかです。

そのため、今、政府の方は消費不況のためといって軽減税率というものを持ち出して、大変国民にとってはわかりづらいものを持ち出してきております。その総額も相当な金額になって、いったい何のための消費税増税をやるんだという声も上がっております。

私たちを取り巻く環境というのは、支出が増えるばかりで、福祉の面は削られていく一方です。この私たちの暮らしに関しては、税金問題では、日本国憲法では応能負担原則というものが要請されております。必要なのは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直して、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。

以上のことから、国民の暮らし、地域経済、地方公共団体に深刻な打撃を与える消費税増税の中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第15号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

辺野古新基地建設は沖縄県民の民意を尊重し中止を求める意見書（案）を説明します。

沖縄県名護市辺野古の新基地建設をめぐり、故翁長知事が辺野古への埋め立て承認撤回をこれまでずっと求めてきました。しかし、無念にも急逝した後も翁長知事の遺志を受け継いだ玉城新知事が今誕生し、県民の辺野古新基地建設NOという明快な審判をしたにもかかわらず、国は新辺野古への建設を強硬に進めています。しかも、玉城知事が上京しその会談が行われたわずか5日後に政府は埋め立て承認撤回の効力停止を国交省に審査請求し、国交省はすぐに効力停止を決めました。これは沖縄県民の民意を無視した全く強権的な政治が行われています。

普天間基地の危険除去のために辺野古に移設というのは政府の口実で、決して容認できるものではありません。

この辺野古新基地建設は、県民の民意を尊重し、中止することを強く求め、ここに地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第16号について、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

意見書第16号認知症施策の推進を求める意見書（案）について説明させていただきます。

意見書第16号認知症施策の推進を求める意見書（案）につきまして、前文だけちょっと朗読させていただきます。

世界に類を見ないスピードで高齢化が進む我が国におきまして、認知症の人は年々増え続けている。2015年の推計によりますと、日本中で約525万人があったようでござ

います。ところが、この2025年になりますと、推計で日本中で約700万人を突破すると見込まれている状況でございます。

この認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であると思っているわけでございます。

また、この認知症施策の推進にあたっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指しまして、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるのではないかと考えてございます。

さらには、若年性認知症など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んでいく必要もこれから発生するわけでございます。

さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけではなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっていると思うわけございまして、よって、政府におかれましては認知症施策のさらなる充実、加速化を目指しまして、基本法の制定も視野に入れた中で以下の1から4の要望をさせていただきたいと思うわけございまして、お手元の記載のとおりでございます。

以上、地方自治法99条の規定によりまして意見書を提出いたしますので、どうか議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第17号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

この日米地位協定というのは、1960年に締結されてから日本政府が改定を一度も提起しておりません。世界の国々と比べてみても余りにも違いがあるということが判明いたしました。

この全国の知事会は、そうした中で、今年7月27日、札幌で開いた会議で日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択いたしました。この全国知事会は、日米地位協定の改定について提言するのは初めてのことであり、画期的なことでもあります。

そういう中で、日本が余りにも不平等なものとなっているこの地位協定を、全国の知事会の総意を重く受けとめて抜本的な改定に取り組むように強く要望しますというこの意見書、ぜひ野洲の議会でも可決をし、国に上げていきたいと思っておりますので、議員皆さんの賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第18号及び意見書第19号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。議題となっております2024年滋賀国体で未来に負担を残さない為の見直しを求める意見書（案）について説明をいたします。

2024年滋賀で開催される国民体育大会の施設整備に500億円を超える巨額の税金をつぎ込もうとしています。

全国知事会では、国体の予算はできる限り抑え簡素な国体にすることが決議されています。

今、県が進めるこの国体計画は、簡素、効率化を求めた全国知事会の決議に逆行するものでして、そのため今年の福井国体では125億円、2年前の岩手国体では25億円でした。来年の茨城国体でも既存設備の改修で新規の施設はありません。

国体は開催期間がわずか11日間です。この11日間の国体開催のために施設整備に500億円をつぎ込むというのはいかかなものかと思えます。

県は2026年度までに約840億円の財源不足を理由に、今後4年間に行革で暮らし、福祉、農業など582項目の予算を削減し、補助金等をばっさり廃止することを決めています。

現在ある施設を改修し、彦根の陸上競技場や体育館などつくらなくてもよいものを省けば財源は捻出できます。

国体に膨大な予算を組み、財政が苦しいでは、県民が納得できるものではありません。

このような無謀な国体、未来に負担を残すような国体の見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出します。議員各位の賛同をお願いします。

次に、陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）について説明いたします。

高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場で今年の11月4日午後、演習場外通過の国道303号に陸自信太山第37普通科連隊の発射した砲撃弾が着弾するという、あってはならない事件が発生しました。運転されている自動車の数十メートル近くに着弾し、その炸裂した砲弾がアスファルト片を破裂、さらにその破片が自動車後部窓を突き破り、一歩間違えば被弾、殺傷のおそれもありました。

陸自幕僚長の説明では、煙の位置や飛翔音から着弾域が目標の北側に大きくそれている

のはわかっていたが、訓練はそのまま続行されました。この事故が起こってから4時間も訓練が続けられていました。

このような市民の安全、これを無視した訓練は到底許すことができません。これまでも、3年前にも民家の屋根に弾が当たって危険な状況にあったということがありました。そのときにも自衛隊に対し対策などを求め、また事故があったときにはすぐに報告などを求めるような合意がされていたにもかかわらず、今回もその後の報告は事件から数時間経った後に報告され、これでは県民の暮らし、命が守られません。自衛隊は本来人の命を守るのが仕事で、あってはならないこのような訓練を強く中止を求めるものです。

地方自治法第99条の規定によりこの意見書（案）を提出します。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（橋 俊明君） これより、ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第19号までについて質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会東郷克己でございます。

辺野古新基地建設は沖縄県民の民意を尊重し中止を求める意見書（案）に反対の立場から質疑をいたします。

この意見書（案）の事実と反する点について質問をいたします。

表題及び文中の新基地でございます。

現在建設が進められている沖縄県名護市辺野古の現場は、米軍基地キャンプ・シュワブの水域、つまり基地内部であり、正しくは移設であります。私は現地に行ったことはございますが、今、フェンスで囲まれているその一般人が立ち入れないところで建設をされているということでもあります。

新基地建設との表現、特に文中の日本全土の米軍基地の4分の3が沖縄に存在し、新たに辺野古に最新鋭機能を備えた米軍基地を建設しようとするのは余りにも理不尽との記述

は、国民に対し沖縄の基地がさらに増えるという誤認を誘導するもので、看過できません。

都心部にあり、まさに世界で一番危険と言われた普天間の基地を返還して、そして辺野古にある基地の中にその施設を移設しようとするわけですから、沖縄としては大きな負担軽減であります。米軍基地の施設を別の基地へ移設し、もとの施設地を返還しようとするこの取り組みに対して、なぜ新基地建設とするのか、明確かつ合理的な説明を求めます。

また、平和と安定の維持には米海兵隊の抑止力は不可欠であります。災害時への対応を含め、緊迫する国際情勢の中での平和維持をどう考えておられるのか、伺います。

○議長（橋 俊明君） 次、第10番、稲垣誠亮議員。

（発言する者あり）

○議長（橋 俊明君） ああ、そうか。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

東郷克己議員の質疑について説明をいたします。

正しくは移設とありますが、この辺野古へのシュワブの水域はさらに拡大され、さらに辺野古への新基地には新たに3本の滑走路がつくられます。さらに、基地が普天間よりも大きなものとなっています。

普天間の施設は別のところに移設するのではなく、撤退しかありません。移設と言っているのは、建設推進派の方は移設と言っておられますけれども、沖縄の県民は一貫して撤退、そして辺野古新基地建設反対の立場です。

また、抑止力の問題ですが、兵器を拡大し装備してそれで平和が維持されるものではありません。対話こそ、今どの国とも対話し、平和の交渉をしていくのが国の責任です。武力によって抑止力というのは全く時代錯誤のものであります。

また、災害時への対応というのは、今の地震や台風、そういったときには絶対貴重な活動をされております。そうした面に対しては、私たちは自衛隊の必要性を認めています。

また、国際情勢の中で平和維持をどう考えておられるのかという点に對しましては、私たちは北東アジア平和協力構想で年間何十回も外交交渉をやり、また、そういう話し合いの中で平和を求める運動がされています。各国と話し合い、あくまでも武力ではなく平和を求める、そういう外交努力が今こそ必要だと考えます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 再質問をいたします。

新基地に反対するのが沖縄の方々の意見というふうな説明がございました。極めて断定的な物言いでございます。

確かに沖縄の方々の中にその基地に反対の方がいらっしゃるの、これは事実でございます。

しかし、かなり多くの方が、沖縄県民以外の方が反対運動をしに行っているという事実もございます。また、私は沖縄の知人、友人あるいは親戚もおりますが、そうした方々の話を聞く中で、賛成している方もおられます。特に辺野古に関していえば、辺野古の地元の方々は賛成をしていらっしゃいます。これをひっくり返して沖縄は反対していると言うのは欺瞞であります。

また、当初からの、最初の質問の繰り返しになりますが、普天間より大きくなったとおっしゃいますが、その中は、冒頭といたしますか、最初に申し上げましたとおり、米軍基地の中につくっているんです。それを繰り返し、なぜ新基地というふうに事実の誤認を招くような表現をされるのか。全然答えになっておりません。

そして、この辺野古に基地をつくることによって、現在は普天間基地、まちの中にあります。私も何度もその現地へ行っておりますが、まちの中にある関係で、多くの軍用機が民家の頭上を越えていく。そうした問題があったのが、この辺野古に移ることによってなくなります。かつ広大な土地が返ってくるということで、非常にメリットがあります。こうした点を非常に、といたしますか、意図的に無視されていると思います。なぜそうした無理な説明をしてこのようなことを意見書へ上げようとなされるのか、伺いたいと思います。

また、武力でなく外交でとおっしゃいますが、外交はもちろん重要であって外交的な対話、現在の政府も含めて非常に努力をしているところであります。

しかし、今尖閣諸島に中国軍の艦船あるいは漁船等々非常に数多く出没する、この間は潜水艦が急に浮上してきてというようなお話もございました。この海域の、日本を含めた周辺というのは、決して安楽な、話し合いだけで済むという現状ではありません。その説明が一切なされておりません。

あわせて、先ほど災害対応というふうに申し上げましたけれども、東日本大震災の折には、中国軍機に関してのみいえば、2.5倍、それまでの領土、領空の侵犯の数と比較して2.5倍の数の中国軍機が日本に飛来しております。これをスクランブルして出ていく

ようにという活動をしているわけでありますが、その際に、非常に多くの力を米軍の、いわゆるトモダチ作戦ということで東北沖に展開した空母によって助けられたということがあります。決して災害派遣だけにとどまらず、軍事的な要素も含めて安全を守らねばならない事態があります。これが複合的にやってくるというケースが東日本大震災の状況であります。こうした観点からすると、米海兵隊が、特に即応力を持った海兵隊が沖縄にとどまっているというのが安全保障上非常に重要な部分であります。これを全く無視して出ていけばいいかのような説は、日本の平和と安全に非常に大きな問題を招くものであります。

この点についての見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 東郷克己議員の質疑に答えます。

新基地建設は、国土ではないアメリカ米軍の基地だという認識ですね。それは沖縄のサンゴとか貴重な海が埋め立てられてそこに大きな米軍基地がつくられようとしていること。本来このサンゴとかそういうような貴重な海が、自然を守っていかなければならないところであります。そこに米軍が米軍基地をつくるというのはもってのほかです。

ましてや、全土の米軍、沖縄は面積でいえば日本のたった6%、そこに74%の米軍基地があるところです。そういう中で、まだ海を埋め立てても拡大していくというのは絶対あり得ないと思います。

また、海兵隊は攻撃部隊でありまして、これは近隣の中国なども威嚇するもので、これで日本の安全、沖縄の安全が守られるものではありません。やはりどんな場合でも話し合いというものを続行的に続けながら、平和を求めていくというのがやっぱり筋であると思います。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 先ほどの再質問に対する答弁でございますが、1つ目、サンゴが大事なのか、人命が大事なのか、どちらが重いんでしょうか。自然環境の保護等は非常に重要な問題ですけれども、それと人命とどう整合するのか非常に疑問であります。

そして、4分の3が沖縄に集中している中でというふうな説明を繰り返されましたけれども、何度も申し上げますが、その75%を縮小するために米軍基地から米軍基地に移設しているわけです。そして、普天間の基地は返ってくる。

ご存知ないかもわかりませんが、沖縄の道をドライブしておりますと、非常に大きな迂

回に出くわすことがたびたびあります。ぱっと旅行に行ったぐらいではわからないかと思いますが、何回か同じ道を、車、走らせていますと、真っすぐ行ったら直線のところを大きく迂回しているところがあります。これ、全部基地があるからそのように迂回せねばならない構造が沖縄の今の現状です。そうした基地を、町なかの基地を縮小して返還して辺野古にということですから、間違いなく沖縄の負担は減るんです。それに対しての反対は全く理解ができません。

もう一点、話し合いでと繰り返されましたけれども、話し合いを聞かない相手にどうするのでしょうか。先ほども例示しましたけれども、大震災のときのように非常に困った状態の日本に対して領空侵犯をしてくる、あるいは、先ほどサンゴが大事というようなお話をされましたけれども、中国漁船が大挙して資源をごっそり持っていく、あるいは軍用艦が我が国の領海に入ってくる。これ、常態化しております。今はもう話し合いはずっとやっています。しかし、入ってくる。これを力を持たずにどうやって話し合いだけで解決できるのか、甚だ疑問です。

こうした点、全くお答えになっておりませんが、改めてお聞きしても同様かと思いますので、私の意見を申し上げて終わっておきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。答弁は。

○1番（東郷克己君） 答弁は要らないです。

○議長（橋 俊明君） 次に、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、意見書第17号日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）に対して質疑を行わせていただきます。

まず最初に、2点質疑させていただきたいと思います。

我が国は日米地位協定に基づく在日米軍等により中国と均衡を保っております。

しかしながら、改定により在日米軍の戦力削減、あるいは撤退という事態になれば、日本、中国との戦力バランスが崩れ、有事の際に国防体制が維持できなくなる可能性があると思いますが、そうなった場合の対処についてお伺いいたします。

2点目は、意見書案の中に日米地位協定は他国との比較においても異常なほど不平等とありますが、具体的にどの国との地位協定との比較をされているのかお伺いいたします。

まずは最初のこの2点についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） まず、稲垣議員の第1点目についてお答えをいたします。

最初の部分で言われた日米地位協定によって日本と中国、アメリカ、在日米軍によって中国との均衡が保てていますという前段の部分が、もうここがもう明らかに食い違っています。

その後続いておられる部分で、日本と中国との戦力バランスが崩れて有事の際に国防体制が、それが維持できなくなる。で、対処をという、そういう質問であります。

しかし、皆さん、中国と軍拡競争をするんですか。戦力を保とうというふうな形をとれば、あの冷戦時代に、お互いにアメリカとソ連が軍拡競争をやったようにどんどんと競争になってしまいます。

そして、有事の際にということ、中国と事を構えるという、それを前提にされていますよね。第二次世界大戦で明らかになったのと違いますか。あの大国とけんかをしたらどうなるのか。もうそんな有事という形で事を構えるということを前提に対処についてというたら、軍拡しかありませんよ。

今、昨日の新聞でも出ていますように、これからの5年間、中期防衛計画、あれで27兆円、とてつもないものを整備していく。アメリカから35機の、ちゃうわ、105機の戦闘機を購入するという形で、もう本当に今の国民の税金がそういった軍拡のところをどんどん使われていくということ、それを求めておられるのでしょうか。私、まずそこが根本的に思います。

私に言うていただいたけども、私が質問したいと思いますわ。そこを根本的にどう思っておられるのかなど。私はこんな軍拡競争はやるべきでないと思いますよ。

東郷議員が話し合いでもってと言われましたが、本当に、私は話し合いやと思いますよ。

東南アジアが、平和協力構想って、機構かな、であって、そこで本当に1年間に365日、365回じゃないんです、それ以上の話し合いをやって、いろんな、ちょっとした部分に関しても話し合いで解決をしているというのが今東南アジアで行われています。それを本当に北東アジアにも拡大をしていきたい。ということでの構想を今立てております。

日本のこの、日本共産党が出しているんですけど、日本共産党のこの北東アジア構想に対して、中国の首脳の方々もいい案だという、そういう答えをいただいております。本当に真剣にそういう問題で対処を私はしていくべきだというふうに思います。中国との戦力バランスなんて、そんなばかげたことの発想はだめだというふうに思います。

2点目の、この地位協定は他国との比較について、どこの国との地位協定の比較をされたのかということは、これは意見書の中にも書いていますように、イタリア、ドイツを訪

問しということで、1月から2月に訪問をされておられて、4月3日の毎日新聞にも掲載されています。国内法ではどうか、また、立ち入りはどうか、訓練はどうか、事故の場合にどうなっているのかというのが全部比較されて一覧表に載っております。そういうなんと比較して、余りにも日本がもう訓練も情報もないし、航空法やら環境法とかそういうなんは国内の法律が適用されていないとか、事故が起こっても事件が起こっても立ち入りもできないとか、騒音も本当にひどい状況のまま、自国でさえもそんな市街地での夜間訓練なんか、アメリカ、していないんですよ。なのに、日本の中では、横須賀とか岩国とか夜間発着訓練が行われています。本当にひどい状況になっていますから、こういう状況を変えていかなければ日本の国民を守っていくということとはできないということで、この全国知事会で全会一致で初めて決議、採択が、提言が採択されたという事実がありますので。

以上です。お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 野並議員、質疑、お答えありがとうございました。

それでは、今の点を含めて再質問をさせていただきたいと思うんですが、まず1点目は、再質問の、3点ほどちょっとさせていただきたいんですが、まず1点目はその軍拡競争、軍拡競争とおっしゃるんですが、単純にその米軍の戦力が抜ければ、引き算の話なので、中国ってもう200万とかそれぐらいの陸軍がいるんですよ。もうそんなん、明らかにもう戦力差が出てくると思うので、単純にそのことだけを僕はお聞きしていたんですが。そこはまあいいか。全く平和ぼけというか、ちょっとそこは意見のずれが大きいと思うので、もういいです。すいません。

じゃ、今の点を含めて、もうちょっと質問をさせていただきます。

共産党さんは国防体制を担う自衛隊については段階的に解消を図るという方針をお持ちだと思うんです。それは前回の意見書でも、私、聞いているんですが、この段階的に解消を図りつつ、さらに在日米軍の協力なしに、中国とやはり尖閣諸島にもどんどん出てきていますし、資源をどのように守るのか、この点を今先ほど述べた点を含めてお答えいただきたいんです。もうあくまでも過少戦力でももう話し合いのみで解決されるのか、その点まず、じゃ、1点目お答えいただきたいと思います。

2点目なんですが、先ほどドイツとイタリアとの例を挙げられたと思うんですが、おそらくドイツとイタリアとは駐留軍の規模もまず違うとは思いますが、例えば、このシーレーンの防衛の要であるイージス艦というものがあると思うんですけど、このイージス艦は

日本がアメリカに次いで世界で2番目に保有しているんですね。海上自衛隊の主力艦なんですけど、イージス艦というのはどの国が、どの国も持てるものではなくて、アメリカの査定をクリアしてアメリカの友人、アメリカの信頼関係のある国のみしか保有を認められていないんですね。イージス艦というのは高度な防御力と有事の際には海上基地にもなるんですが、アメリカが日本以外で保有を認めているのはスペインとノルウェーと韓国とオーストラリアのみなんです。これ、スペインは2隻保有していてノルウェーは1隻、韓国は1隻、オーストラリアは1隻なんですけど、日本は、これ、3隻も保有しているんですね。やはりイージス艦というのは国防の要になっていると思うんですが、この抜本的な見直しを迫るということは、当然これ、イージス艦の保有もなくてもいいという考えにはなると思うんですが、それはそのような考えでいいのか、その点についてもちょっとお伺いしたいと思います。これ、当然ドイツ、イタリアとかは、これ、イージス艦を保有していますので、その点も含めてちょっと答弁をお願いできればなと思います。お願いします。

○議長（橋 俊明君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 稲垣議員の質問にお答えいたします。

前段の部分、日米地位協定の抜本改定を求めるということで、日本共産党が自衛隊を段階的に解消を図るとのこととはちょっとどう結び付くんでしょうかというふうな思いがあるんですが。

共産党の政策そのものは、この、先ほども言いましたように、北東アジアで今の東南アジアのように話し合いが本当に確立ができて、もうそういう意味では、それこそイージス艦を持たなくても中国とも話ができるという状況になった場合ですよ。自衛隊、今自衛隊が日本を守ってくれているという国民の思いがありますからね。今の状況の中で、そんな自衛隊を解消していくなんていうたら、そらもう国民は不安がります。

ですから、本当に北東アジアも東南アジアのように話し合いでもって、今ベトナムやらそんな、カンボジアと日本、軍拡競争をしようとか、そういうこと、ないでしょう。だから、そういう、北東アジアも同じように、そういう関係になったとき、なったとき、それだけの部分が要るかということら辺ですわ。だから、そのシーレーン。シーレーンというのも、そういうきちとした話し合いやいろいろなことができないから、お互いとかく資源を確保するとかいろいろな形で自国の利益だけを求めていっている、そういうふうな状況の中ではちょっとまだまだ無理ですね。

そういう意味において、このシーレーンのどうのこうのという、今現実で、そしたら、

日本がイージス艦をやんぺしたらどうやというたって、それも現実的でないですよ。話し合いができない状況でありますから。やはり、もっと、今志位委員長がベトナムに行っております。書記長とも話まして、日本共産党が提案している北東アジアの協力機構をつくっていききたいと。東南アジアの方も一緒になって、本当にアジアの平和のために力を合わせようやないかという話が今できています。ですから、本当にこのアジアがアメリカの後ろ盾とかいうのではなくて、アジアの中で本当にそういった平和、協力機構をつくっていききたいというふうに思っております。

やはり経済が確立をされないとあきません。日本の経済、中国に対するやっぱり貿易では大きいと思いますので、観光面でも中国の観光客も多いし、本当にそういった平和外交を進めて、経済も、そして地域の皆さんの経済も活性化をしていくような、そういう方向を私は持っていくべきだというふうに思っております。

何か話がずっと違う方向に行っておりますので、日米地位協定の部分に関して国内法がアメリカ軍には適用されていない、これはドイツもイタリアもちゃんと適用しています。立ち入りも当然しておられます。そして、訓練も当然その国とこんな訓練をするんだ、いだろうかという、そういう合意のもとにされています。日本でそんな夜間発着訓練なんて、そんなばかげたことはされていません。事故が起こっても当然立ち入りがされています。という意味において、日米地位協定を抜本的に、そこのあたりを見直すという、それによってアメリカ軍が撤退するとかいうふうなことにはなりませんよ。そんなんでアメリカ軍が撤退するんやったら撤退していただいたらいいの違います。日本の国民の、本当に基地の周辺で夜中に寝られないような、そんな騒音をまき散らし、上空150メートルの低空、超低空飛行で、もう身の危険を感じておられるというようなところ、いっぱいありますから。そういう意味においては、せめて日本の国内法を守っていただくというのは、私はもう最低限度今求めるべき話だというふうに思います。

以上です。

○10番（稲垣誠亮君） もういいです。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第19号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第14号から意見書第19号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第14号から意見書第19号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、意見書第14号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二です。

ただいま議題とされております意見書第14号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書（案）につきまして、反対する立場から討論をいたします。

平成24年、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率を平成24年4月に8%に、平成25年10月に10%に変更する法律が可決されましたが、10%への税制改正は景気の動向を見て延び延びになり、安倍総理大臣が判断するとされていましたが、来年平成31年10月と難しい政治判断をされました。

誰しも税負担は少ない方がいいに決まっております。しかし、日本の少子高齢化はますます進み、2024年には団塊の世代が75歳を迎え超高齢時代がすぐそこまで来ています。少子化の中、生産人口の減少、子育て支援策は待ったなしであります。年金、医療、介護などに支払われた社会保障給付費は2010年度に初めて100兆円を突破することが明らかになりました。毎年約1兆円ずつ増えていく社会保障給付費の国の負担分をどう賄うのか、国政の大きな課題となり、また多くの国民の皆さんが社会保障制度の持続可能な制度設計を望んでおられます。

公明党は、この法案については、社会保障を置き去りにした増税先行は許さないという立場から、消費増税に際して、1つ、消費税の用途を社会保障に限定、2、景気回復が前提、3、行政の無駄排除など、5条件に低所得者対策を盛り込んだ5条件プラス1を主張してまいりました。仮に政権が交代しても政府の責務として実施するよう2009年の改正所得税法の附則にも盛り込んでおります。その結果、政権交代後、民主党が消費税10%で自民党と歩調を合わせるようになっても5条件プラス1が安易な消費増税を許さない歯どめになっています。

こうした諸条件を徹底するため、公明党は2012年6月の民主、自民との3党協議に参加し、粘り強い交渉が実を結びました。そして、8月に成立した社会保障と税の一体改

革関連法に反映させ、年金、医療、介護の社会保障制度の安定的な財源確保としての消費税の税率改正の決断をしました。低所得者に負担が重くかかることから、8%の段階では簡易な救護措置を実現しました。さらに、今後は食料品など日常生活費の税率を下げる軽減税率導入に向け、鋭意努力しているところであります。

私どもは、多くの国民の安全、安心のための判断として確実に広く負担をお願いする消費税税率改正の道を選択し、一方では低所得者の方々への支援をセットとしてさまざまな修正を加えて合意形成を図り、法律の成立までこぎつけてきました。政治家は公約を実現することこそ国民への責任を果たすこと、市民への責任を果たすことになるのではないのでしょうか。どんなに崇高な理想も、より多くの方に支持されなければ絵に描いた餅であります。より現実的に、より多くの方が合意できる合意形成こそが政治家の最大の仕事ではないかと感じております。

したがいまして、意見書14号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書に対しての趣旨には沿いがたく、不採択とすることに賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第14号の消費税10%引き上げ中止を求める意見書に賛成の立場から討論します。

安倍政権は来年10月からの消費税引き上げに向け、連日景気対策として混沌とした対応を繰り返しています。

増税というのは税収を増やすことが目的ですから、そこに多額の対策として大きなお金をつぎ込むというのは増税そのものが破綻しているのではないのでしょうか。また、税率引き上げと同時にされる軽減税率、売る側の業者からは商品区分対応の複雑さ、また、計算上の初期負担、消費者の買い控えのおそれ、また、消費者側において、どの商品が対象か線引きに理解し切れないと全国で悲鳴が上がっています。

2023年導入予定のインボイス制度は、地域経済を担っている中小業者には負担が増大し、免税業者が商品取引から排除されてしまうような、そうした死活問題ともなります。大多数の国民の生活は、一部富裕層や大企業従事者を除き、深刻な状態が続いています。医療、介護など、社会保障の負担が増えて、実質賃金が7年連続低下しています。さらに、物価上昇など年金生活者においては、先日、増額発表されましたけれども、その引き上げ

がわずか0.1%で、国民年金受給者の平均では1カ月わずか70円で、とても増額と言えるものではありません。ますます窮地に追い込まれていくのではないのでしょうか。今必要な対策は消費税増税ではなく、まさに税金の集め方や使い方にあります。軍備増強予算や大企業、富裕層を優遇している不公平税制を見直して、地域経済、地方公共団体に大打撃を与える消費税増税を中止することこそ今最大の景気対策です。

以上のことから、意見書第14号の消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書に賛成討論とします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第15号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己です。

辺野古への基地機能移設の最大の目的は、宜野湾市の米海兵隊普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去することです。同飛行場の返還が日米両政府で合意されたのは平成8年、橋本内閣においてのことでした。その後22年もの間、普天間の危険は放置されてまいりました。繰り返しますが、これを一刻も早く除去せねばなりません。

一方、我が国及び北東アジアの平和と安定に米海兵隊の抑止力は必要不可欠であり、その抑止力を担保する即応性の維持と沖縄の負担軽減を両立させたのが辺野古への移設です。

また、現在、政府は地元の理解を得る努力を続けながら普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため全力で取り組まれているところでございます。本意見書（案）の無条件即時返還と移設中止は、我が国と北東アジアの防衛体制に重大な空白地帯を生じる極めて危険な発想であり、国民の生命と財産を守るべき政府がとる政策でないことは明らかです。

よって、本意見書案に反対をいたします。反対意見に対し、議員各位のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第15号辺野古新基地建設は沖縄県民の民意を尊重、中止を求める意見書に対して賛成の立場から討論をいたします。

沖縄県は日本全土の0.6%の面積しかないにもかかわらず、在日米軍の専用施設の74%が集中しています。これまで米軍機の墜落や米兵の暴行事件など、さまざまな被害、多くの犠牲を強いられてきました。日本政府は県民の民意を無視し、辺野古に新基地建設を強行に進めています。

沖縄県民は、これまで2014年11月の沖縄県知事選挙や2017年12月の総選挙、

また、今年の知事選挙でも玉城デニー氏が建設推進派の候補を8万票以上の大差をつけ勝利をいたしました。これらの選挙結果は、辺野古新基地の賛成の方もありませんが、沖縄県民はこれ以上基地の負担は負わない、辺野古新基地建設はノーという県民の民意をはっきりと示しております。辺野古新基地を強行することは繰り返し示された沖縄県民の民意を踏みにじることであり、地方自治の侵害です。

玉城デニー知事と菅官房長官の会談では、沖縄県民に寄り添うと言いながら、そのわずか5日後に埋め立ての承認撤回の効力停止を国交省に審査請求するという、国が国に審査請求という茶番劇で、民意を踏みにじりました。これには多くの憲法学者が憲法違反であると論評しております。県民に寄り添うと言いながら全く逆の行動をとるとするのは、言葉の偽造であり、沖縄県民を逆なでするもので、許すことができません。

このように、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権などを無視する、看過することができない重大な課題であること、今賛成討論で沖縄にこの基地が、辺野古に新基地がつくられないとするならば、日本がまるで攻撃されて大変なことになるということをおっしゃったと思います。その発想は、全てこの沖縄に米軍基地を74%も集中して沖縄県民を犠牲にしているという発想のそのものであります。日本国民、沖縄県民も日本国民です。日本国民の皆さんがこの沖縄に新基地要らないという、こういう結果を何度も何度も出しているんですから、それを本当に尊重するというのが、私はそれぞれ各地方自治体の議会でもそれを共有すべきだというふうに思います。

意見書第15号の辺野古新基地建設は沖縄県民の民意を尊重し中止を求めるというこの意見書に賛成討論といたします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第16号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第16号認知症施策の推進を求める意見書に対して反対討論を行います。

意見書の主題にあるように、増え続ける認知症に対する対策は喫緊の課題です。私の身近なところでも認知症に悩む高齢者とその家族の方が多くおられます。認知症の高齢者に対応する公的介護サービス、介護基盤を抜本的に拡充すると共に、認知症の早期発見、診断、初期の相談と、家族への支援から、終末期のケア、みとりまで切れ目のない治療と支援を行う医療、保健、福祉の連携体制の構築が非常に大事であります。こういう基点から認知症施策の拡充は差し迫った課題と言えます。

しかし、本意見書の内容から見ますと、幾つか問題があります。

その第1点は、政府が進める認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランのことですが、この計画は認知症の初期対応の重要性を強調している点は評価できますが、その一方で、精神科病院に入院している5万2,000人もの認知症の人をできる限り短い期間で退院を目指すと強調し、給付費削減のため事実上の追い出しとなることへの不安、疑問が広がっています。国に認知症施策の拡充を求めるのならば、介護保険制度からも軽度者を排除する予防給付、総合事業のあり方そのものを抜本的に見直すことをきちんと指摘をするべきであります。

第2は、意見書（案）の記4番目に記されているビッグデータの活用であります。意見書（案）では、疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し有効な予防法や行動、心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むとあります。このビッグデータについては、特に人権や個人情報の観点からも慎重に取り扱う必要があります。この点では、国会でも患者の病歴や治療などの医療情報を集積して研究開発に利活用する匿名加工医療情報法案が議論された際にも、特定の個人を識別できる状態で医療情報を第三者の認定匿名加工医療情報事業者提供できるようにすることに対しては、本人の直接同意が必要とした改正個人情報保護法に事実上例外規定を設けるものだとの指摘があり、議論があったところであります。次世代医療基盤法において、同意がなくても医療情報を匿名加工医療情報事業者提供できる、本人が明確に拒否しない限り同意とみなされるのです。むしろ、既に現場でいろいろな認知症の工夫、介護の技術の研鑽が積み上げられています。そうした情報を研究者や現場、当事者が共有し、認知症対応の研究を進めていくことの方が重要でないかと思えます。このことを指摘し、意見書第16号認知症施策の推進を求める意見書に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第17号について、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、意見書第17号日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）について反対の立場から討論いたします。

1960年に発効した在日米軍の日米間での取り扱いなどを定めた日米地位協定は、内容については不平等要素は一定あるものの、現在の国際情勢を鑑み、我が国の国防体制を維持する上で必要がないと否定することは時期尚早であります。

アメリカとの信頼関係の継続、駐留軍に対する代償のためにも、当分の間は事務会談により改善を求めつつも、日米地位協定の維持に努めるべきであります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第17号日米地位協定の抜本改定を求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

日米地位協定は、1960年に締結されてから日本政府は改定を提起したことは一度もありません。この間にいろいろなことがありました。幼い子どもや女性がレイプされ殺害されたこと、沖縄の国際大学にヘリコプターが墜落したこと、オスプレイが民家に墜落したこと、ヘリコプターや戦闘機の墜落や部品が落下したこと、民家の上空150メートルの超低空飛行などなど、挙げれば切りがありません。米軍人、軍属等による刑法犯罪は、復帰、昭和47年から平成28年度までの間に5,919件発生し、そのうち殺人、強盗、強姦などの凶悪犯が576件となっています。そのたびごとに県知事や市長が抗議し、改善を求める文書を防衛大臣や外務大臣に出されていますが、何ら改善されていません。夜間の飛行訓練も行われています。アメリカ本土では市街地における夜間訓練などはされておらず、日本の上空はアメリカが我が物顔で飛んでいます。本土でも、三沢、横田、岩国など、基地周辺の住民は爆音に困っています。今回の意見書では、このような状況を抜本的に改善するように、日本の航空法や環境法令などを適用させること、事件、事故が起きたとき自治体職員の立ち入りの保障など、当然必要なことを求めています。諸外国と同等の地位協定による必要があり、この野洲市議会からも意見書を上げていくことが切実に求められています。

以上、意見書に対する賛成討論とします。

○議長（橋 俊明君） 次に、意見書第19号について、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 意見書第19号。すいません。もとい。第6番、岩井智恵子でございます。

意見書第19号陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）について反対討論をいたします。

高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場で発生した事故はあってはならない事件であります。防衛省、自衛隊は、調査委員会を設置して原因の究明にあたっている中、12月18日の新聞報道によれば、上司の発射方角の誤指示と安全確認を怠ったまま射撃訓練を続けるなどの複数の原因が重なったとする調査結果が明らかになりました。再開については、当面

は周辺自治会や高島市、滋賀県に対し事故原因と再発防止を説明することが重要とし、幹部ら19人の処分が下されたところであり、一つ間違えれば大きな事故になりかねない事案であり、また、周辺住民の不安視や怒りはごもつともであります。

しかし、今さらながらですが、自衛隊は日本における防衛組織であり、陸上、海上、航空自衛隊からなり、自衛隊法第3条第1項により、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、わが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持にあたるものとされ、人命救助などの災害派遣や、国連PKOへの派遣などの国際平和協力活動を副次的任務とされ、防衛省の管轄下に置かれています。このたびの事故及び饗庭野演習場については、岩屋毅防衛大臣も原因をしっかりと究明し改善すべき点を正し、信頼をいただくことが何より重要であり、全力を挙げて取り組む。また、饗庭野演習場は、防衛省、自衛隊にとっても極めて重要な演習場である旨、衆議院安全保障委員会において答弁されております。我が国の自衛隊による抑止力は、不断の訓練によって維持されていることは言うまでもなく、同演習場における訓練も我が国の平和と安全を守る上で重要であり、引き続き安全確保の徹底を図った上で訓練を進めていくべきと考えます。

また、本案が求める第三者委員会の設置は、自衛隊の安全保障上の機密事項について第三者が触れる可能性もあることから、現実的ではないと考えます。

以上のことから、意見書第19号陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）について反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第19号陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）についての賛成討論をいたします。

饗庭野演習場での自衛隊による実弾訓練で発射されました81ミリ迫撃砲の実弾が目標から北へ1キロそれ、着弾しました。道路のアスファルト破片が国道303号に停めていた乗用車の窓ガラスを直撃いたしました。

ご承知のとおり、幸いにも運転席にいた男性には怪我はありませんでしたが、一步間違えば重大な事故になっていました。人的ミスが要因と幕僚長は認めていますが、1、2発目の着弾地点を確認せず、3発目を200メートル延ばしたことで実弾が演習場の境界近くに達しています。

本来、国民の命を守る自衛隊が国民を危険にさらすということは、あってはならない、重大な、深刻な事態であります。しかもこうした事故は今回が初めてではなく、3年前にも射撃訓練の銃弾1発が3.5キロ離れた民間の屋根を突き破るという事故がありました。このとき、陸上自衛隊は安全管理に万全の措置を講じ、事故時には速やかに報告するという覚書を高島市と交わしていたことにもかかわらず、今回の事故でも通報から数時間経っても実弾訓練が行われていたことは、前回の3年前の教訓が全く生かされていなかったこととなります。今回、市への連絡は事故発生後4時間後であり、この間も実弾演習の訓練が行われていたことは、住民の安全が確保されていなかったということであり、このような陸上自衛隊の饗庭野演習場での実弾射撃は即刻中止すべきであります。

また、この饗庭野演習場は、非常に敷地的にも狭く、実弾演習するには不向きであります。さらに、高島市では、本日、実弾射撃訓練を中止する請願が本日高島市で行われております。

以上のことから、意見書第19号の陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書に対する賛成討論といたします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開を16時25分といたします。

（午後4時05分 休憩）

（午後4時25分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次採決いたします。

まず、意見書第14号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書（案）につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号辺野古新基地建設は沖縄県民の民意を尊重し中止を求める意見書（案）につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号認知症施策の推進を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第17号は否決されました。

次に、意見書第18号2024年滋賀国体で未来に負担を残さない為の見直しを求める意見書（案）につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第18号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第19号陸上自衛隊饗庭野演習場での実弾射撃訓練の中止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第19号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻は4時45分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(午後4時30分 休憩)

(午後4時45分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北村議員より、持病の腰痛の悪化によりまして早退のお申し出がございましたので、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成30年第8回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る11月29日から本日に至りますまで23日間でした。平成30年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、提案いたしました議案につきましてご審議の上、全て原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の議案、質疑、一般質問を通じて、市民病院整備事業、子育て支援事業、教育施策、道路施策、さらには都市計画税など、さまざまな分野と課題に係る政策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。

都市計画税につきましては、市街化区域の拡大に伴う都市計画道路や雨水幹線事業、また都市公園整備など、持続可能に発展するための財源と位置付け、市民の皆様との話し合いなども重ね、来年第1回定例会に提案いたす予定です。

市民病院整備事業につきましては、新聞報道では、監査の結果を不服として市民病院の建設中止を求める住民訴訟が大阪地裁に提起されたようであります。まだ訴状は現在届いておりませんが、今後裁判になることが想定され、訴訟費用の予算措置を含め対応が必要となります。議会のご協力をよろしくお願いをいたします。

病院事業は、これまで市民代表と専門家による公開の検討、市民懇談会などを重ね、議会審議と議決を重ねて進められてきたものです。今後、司法の判断が関与することとなり、深刻かつ困難な状況に直面することも予想されます。しかし、市といたしましては、事業に違法性、不当性は一切ないと考えており、多くの市民の期待に応えるためにも引き続き事業を進めてまいります。

なお、本日の本会議日程第4で請願第3号療育(知的障がい)手帳の更新手続きの改善について、議決がなされました。手続を経て、議長から本職にお届けいただいた段階で誠

実に対応いたす所存であります。本会議における文教福祉委員会の北村委員長の委員会審査結果報告の内容が担当部局から受けている報告と異なっていると思われる点があるため、委員会議事録と本会議議事録が正式に調整された段階で確認、精査した上で請願に誠実に対応したいと考えております。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、この1年市政発展のため大変お世話になり、誠にありがとうございました。健康には十分ご留意をいただき、引き続きご活躍をいただきますと共に、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。あわせて良き新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶いたします。ご苦労さんでした。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 以上で、平成30年第8回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（午後4時48分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年12月21日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 坂 口 重 良

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子